

信託とは、財産の所有者が、信託のおける人・法人に財産を託し、定められた目的（信託目的）に従って財産を管理・継承する方法です。これまでは、信託報酬を得るための、営利目的で行われる商事信託が一般的で、信託業法のもと、信託会社や信託銀行によって行われてきました。その後、信託法は平成18年12月に改正され平成19年9月に施行されました。

この改正により、営利目的でなければ、信託業免許を持たない法人や個人間においても受託者になれるようになりました。以前からもあったのですが、改正後、注目を浴びるようになったのが「民事信託」で、さらにその中で家族が受託者になれるということにした信託が「家族信託」と呼ばれています。

「商事信託」に対して「民事信託」は、信託報酬を目的としないため、信託業法の制限を受けずに信託行為が行えるのです。家族信託では、家族の財産を所有者の意向に沿って家族や親族が受託者となって管理・処理を行うことができるようになりました。

これまでは、本人が元気なうちは委託契約で管理をし、認知できなくなった段階で成年後見制度に移行していました。そして亡くなった後は、遺言や遺産分割協議によって財産分割を行うのが一般的でした。

民法では一代先までの遺言しかできないため、二次相続が指定できませんでした。しかし家族信託では、これら「委任契約」「成年後見」「遺言」を一本化することが可能となりました。但し、認知症になってしまうと家族信託は使えず、成年後見制度を利用するしかありません。

※民事(家族)信託に関するご相談は下記へどうぞ
一般社団法人 かしこい相続民事信託推進機構
TEL 090-3108-7954 (相談料は無料)

☆山・旅・諸々 ☆

立春を過ぎた2月のある日、大磯の湘南アルプスを踏破し、下山後は大磯町の歴史散策を楽しんだ。

昔、朝鮮半島からの渡来人が住んだことに因み名付けられた高麗山は山麓の高来神社から約30分の標高168mの山だ。八俵山～浅間山～湘南平と光り輝く太平洋を望みながら歩く湘南アルプスは、気分爽快だ。しかし、不思議なのは朝鮮半島から日本海に面した町ではなく、わざわざ太平洋に面した町へ遠回りして来たのは何か理由があるのだろうか。

海の近くにある城山公園は、三井家当主別荘跡地と旧吉田茂邸があり、焼失後、8億円で再建された。



大磯・湘南平